

## 米粉レシピ web 実践講座の実施に係る業務の企画提案仕様書

### 1 講習会の目的

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」と言います。)は、米粉等新たな米需要開発事業の一環として、より効果的な米粉の普及促進を図るため、①調理師、パティシエ、給食関係者など調理等のプロ向け動画及び②広く米粉料理を楽しんでもらう家庭、一般消費者向け動画の二本立ての米粉レシピ web 実践講座(以下「講座」と言います。)を実施します。

### 2 委託する業務

講座の企画・実施

### 3 講座の実施時期

令和5年度中(令和6年3月31日まで)とします。

### 4 講座の企画・実施に係る提案に織り込む事項・内容

- (1) 企画・実施についての具体的な内容
- (2) 周知及び効果測定の方法
- (3) 業務実施報告書の内容及び提出時期
- (4) 企画・実施に係る体制及びスケジュール
- (5) 経費見積

### 5 企画提案作成に当たっての留意事項

- (1) 1の目的にそった講座のテーマやこなれたコンセプトとすること
- (2) 米粉レシピは(1)のテーマ等にそって新たに開発したものをを用いることとするが、既存のレシピに改良を加えたものでも可とする。
- (3) 講座の対象は、①1本については調理師、パティシエ、中食・給食関係者など調理等のプロを基本とし、この中で対象を絞ることも可とするが、それ以外にも広く波及することが期待できる企画とすること。②もう1本は家庭、一般消費者向けの企画とすること。
- (4) 講師は、①のプロ向けは米粉への造詣が深く知見や実績も豊富なシェフ等とし、②の家庭、一般消費者向けは料理研究家などより多くの方が親しみの持てる者とする。
- (5) 講座の実施方法については、より効果的かつ広範なものとするため動画の公開前の周知や配信方法、米穀機構の既存動画の視聴を促す等の波及効果に配慮したものとする。

### 6 委託業務の契約期間

実施内容を踏まえつつ協議のうえ、別途決定します。

### 7 応募資格

応募できる者は、次の(1)から(3)のすべてに該当する事業者とします。

- (1) 最近3年間に2に示した委託業務の内容と同レベルの業務を実施した実績を有すること
- (2) 適切な財政基盤を有し、また、本業務を遂行できる相応の体制と経理・事務処理能力を有していること
- (3) 法人の役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと

## 8 応募方法等

### (1) 応募書類の作成及び提出部数

応募者は次の書類を作成し、必要部数を提出期限までに別記応募届出様式により提出してください。

- ア 4に示した講座の企画・実施に係る提案書 4部
- イ 7に示した委託業務の内容と同レベルの業務を実施した実績報告書 4部
- ウ 定款及び役員名簿、事業報告書、財務諸表（いずれも直近のもの） 各2部

### (2) 応募方法

応募書類の提出期限、提出先及び提出方法については以下のとおりです。

#### ア 提出期限

令和5年9月27日17時必着

#### イ 提出・問い合わせ先

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館9F

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構 安定供給支援事業部

#### ウ 提出方法

(ア) 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便も含む）とし、やむを得ない場合には、持参も可能としますが、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

(イ) 郵送する場合は、簡易書留・特定記録等を利用し、配達されたことが確認できる方法によってください。

また、応募書類を1つの封筒に入れ、「応募書類在中」と表に朱書きのうえ提出してください。

### (3) 応募に当たっての留意事項

ア 書類は、A4版カラーにて印刷し、大きな様式や図面等が必要な場合には、A3版にて提案書の中に折り込んでください。

イ 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。

エ 応募書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

オ 本業務に関する成果物に係る一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を原則として米穀機構に無償譲渡するものとし、米穀機構及び米穀機構が許可した者の行為については、著作者人格権は行使しないこととします。

カ 米穀機構が成果物を活用する場合及び米穀機構が認めた上で二次利用する

場合に、肖像権等による新たな費用等が発生しないよう必要な措置を講ずることとします。

## 9 委託事業者の選定

(1) 提出された応募書類について、米穀機構安定供給支援事業部で書類に不備等がないか確認を行います。記載内容等について確認が必要な場合には、担当者から記載内容の問い合わせをすることがあります。

(2) 確認を経た応募書類について、米穀機構が設置する選定委員会（以下、「委員会」と言います。）において審査のうえ、委託事業者を選定します。

委員会においては、応募書類等の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、それらを踏まえて委託事業者を選定します。

(3) 提案書等の審査に当たっては、以下の項目に従い、総合的に評価します。

### ア 委託事業者の適格性

(ア) 実施体制（管理・経理処理体制を含む）及び財政基盤の適格性

(イ) 類似・関連事業の実績等

### イ 提案内容の妥当性

(ア) 業務の目的、趣旨との整合性

(イ) 業務内容の妥当性

(ウ) 納期を含めた実施の確実性

### ウ 価格

価格の適正さ

(4) 委託事業者決定の通知

選定の結果、委託事業者として決定した事業者に対し、文書で通知します。また、併せて米穀機構のホームページにおいて当該事業者名を公表します。

なお、採択されなかった事業者にも、その旨通知します。

(5) その他

委員会は非公開で行い、評価及び選定過程・結果などに関する問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

(別記応募届出様式)

令和 年 月 日

公益社団法人米穀安定供給確保支援機構  
理事長 福田 晋 殿

(応募者)  
所在地  
名 称  
代表者

印

米粉レシピ web 実践講座の実施に係る業務委託に関する応募について

このことについて、応募書類を別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(注) 関係書類として、企画提案仕様書の4に示した講座の企画・実施に係る提案及び7に示した委託業務の内容と同レベルの業務を実施した実績を記載した書類、定款及び役員名簿、事業報告書、財務諸表を添付すること。